

令和8年9月18日

第2子以降の保育料が0円になります！ ～子育て世帯の負担を大きく軽減！～



河内長野市では、多子世帯の経済的負担を軽減し、「子どもが尊重され、子育て・子育てに夢が持てるまち・河内長野市」を強力に推進するため、令和8年10月から、所得制限や上のきょうだいの年齢制限を設けず、すべての世帯における0～2歳児の第2子以降の保育料を完全無償化することといたしました。

1. 制度概要

0～2歳児クラスに通うこどものうち、第2子以降の保育料が0円になります。

2. 対象

保育所・認定こども園に通園または小規模保育事業等を利用している0～2歳児クラスの児童で、以下の要件①②に該当する児童

- ①河内長野市に住民票を有する
- ②生計を一にする世帯（原則、同一世帯）の中で、第2子以降である

3. 手続きについて

保護者の皆様による面倒な手続きや、市への特別な申請は原則不要です。

【問い合わせ】

河内長野市こどもの未来とウェルビーイング推進局
こども子育て部こどもまんな課
電話：0721-53-1111

令和8年
10月から

第1子の年齢にかかわらず

第2子以降の

保育料 0 円

所得制限なし！

手続き原則不要！



河内長野市では、令和8年10月から、第1子の年齢や世帯の所得にかかわらず、保育所・認定こども園等を利用する第2子以降の保育料を完全無償化します。

*河内長野市内に住民登録がある家庭が対象 *認可外保育施設や一時預かり事業等は対象外

従来		令和8年10月から	
小学生以上	小学生以上 第1子としてカウントしない 対象外	 第1子	小学生以上 第1子としてカウントする
	*3～5歳児クラスは、第何子でも無償		*3～5歳児クラスは、第何子でも無償
未就学児（0～2歳児クラス）	通常保育料 全額 第1子	 第2子	無償
	半額 第2子	 第3子	無償
	無償 第3子	 第4子	無償

*令和8年10月からは、保育料がかかるのは、第1子が0～2歳児クラスを利用する場合のみとなります。

問合せ

河内長野市 こどもまんな課 ☎0721-53-1111(代)

詳細はこちらから→

